○国土交通省告示第二百九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　国土交通大臣

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十八年建設省告示第千九百四十二号仙南広域都市計画公園事業九・七・五〇一号国営みちのく杜の湖畔公園

三　事業施行期間　自昭和五十八年十二月十日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○国土交通省告示第二百九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　国土交通大臣

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十八年建設省告示第千三百二十四号水戸・勝田都市計画公園事業九・七・〇〇二常陸海浜公園

三　事業施行期間　自昭和五十八年七月二十六日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○国土交通省告示第二百九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　国土交通大臣

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十一年建設省告示第千九十九号東松山都市計画公園事業第五・八・二〇一武蔵丘陵森林公園

三　事業施行期間　自昭和六十一年五月二十二日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○国土交通省告示第二百九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　国土交通大臣

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十七年建設省告示第千三十六号立川都市計画及び昭島都市計画公園事業第九・六・一昭和記念公園

三　事業施行期間　自昭和五十七年四月十四日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○国土交通省告示第二百九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　国土交通大臣

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三年建設省告示第二百四十九号大町都市計画公園事業第九・六・一号アルプスあづみの公園、平成三年建設省告示第二百五十号安曇野都市計画公園事業第九・五・一号アルプスあづみの公園、平成三年建設省告示第二百五十一号安曇野都市計画公園事業第九・六・二号アルプスあづみの公園及び平成八年建設省告示第七百二十五号池田都市計画公園事業第九・五・一号アルプスあづみの公園

三　事業施行期間　自平成三年二月二十日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成三年建設省告示第二百四十九号、第二百五十号及び第二百五十一号、平成八年建設省告示第七百二十二号、第七百二十三号及び第七百二十四号、平成十三年国土交通省告示第三百七十九号、第三百八十号及び第三百八十一号、平成十五年国土交通省告示第三百二十五号、第三百二十六号及び第三百二十七号、平成十九年国土交通省告示第千六百八十八号、平成二十年国土交通省告示第三百九十六号の事業地のうち大町市常盤字三島、字花見山及び字片平地内、安曇野市穂高牧、穂高柏原及び堀金烏川地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

○国土交通省告示第二百九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　国土交通大臣

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三年建設省告示第二百四十八号長岡都市計画公園事業九・七・一号国営越後丘陵公園

三　事業施行期間　自平成三年二月二十日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○国土交通省告示第二百九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　国土交通大臣

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十七年建設省告示第千三百八号名古屋都市計画緑地事業第一〇一号木曽川海部緑地、昭和五十七年建設省告示第七百九号海津都市計画緑地事業一号木曽三川水郷公園、昭和五十七年建設省告示第七百十号桑名都市計画緑地事業二号木曽三川中央緑地、平成四年建設省告示第七百七十二号尾張都市計画緑地事業第一号国営木曽三川公園尾張緑地、平成四年建設省告示第七百七十三号岐阜都市計画緑地事業五号国営木曽三川公園岐南・笠松緑地、平成十三年国土交通省告示第四百三十七号各務原都市計画緑地事業一号国営木曽三川公園各務原緑地及び平成十九年国土交通省告示第千六百八十七号羽島都市計画緑地事業一号国営木曽三川公園羽島緑地

三　事業施行期間　自昭和五十七年三月二十四日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　昭和五十七年建設省告示第七百八号及び第七百九号、昭和六十一年建設省告示第七百二十二号及び第七百二十三号、平成三年建設省告示第五百四十五号及び第八百三十八号、平成四年建設省告示第七百七十二号及び七百七十三号、平成六年建設省告示第百六十二号及び第百六十三号、平成八年建設省告示第四百四十三号及び第四百四十五号、平成九年建設省告示第七百九十三号、第七百九十四号、第七百九十五号及び第七百九十六号、平成十三年国土交通省告示第四百三十六号、第四百三十七号、第四百三十八号、第四百三十九号、第四百四十号及び第四百四十二号、平成十四年国土交通省告示第四百九十五号及び第四百九十六号、平成十五年国土交通省告示第三百三十一号、第三百三十二号、第三百三十三号、第三百三十五号及び第三百三十七号、平成十九年国土交通省告示第千六百八十七号、平成二十年国土交通省告示第三百九十三号及び第三百九十四号の事業地に、岐阜県海津市海津町大字成戸字江尻地先、字河原地先及び字立柿地先並びに大字秋江字江東地先並びに大字大和田字築合地先、字古見取地先、字宮ノ越地先及び字宮北地先並びに大字駒ヶ江字川田地先、字柳生地先及び字四十歩地先並びに大字長瀬字新田地先、字前並地先及び字堤下地先並びに大字日原字新田地先、字松原地先、字二ノ代地先及び字八釈地先並びに大字油島字宮下地先並びに大字金廻字北脇、字立会及び字立会地先並